

平成17年1月1日から

## 『自動車リサイクル法』がスタート

### 自動車リサイクル法とは？

使用済自動車（廃車）から出る有用資源をリサイクルして、環境問題への対応を図るための法律です。現状のリサイクルの障害になっている部分について、自動車メーカーがリサイクルの責任を果たすこととなります。具体的にはエアコンの冷媒として使われており、大気放出されると地球環境を破壊する「フロン類」、爆発性がある処理の難しい「エアバッグ類」、使用済自動車から有用資源を回収した後に残る大量の「シュレッダーダスト（破砕くず）」の3つについて自動車メーカーがリサイクルすることになります。リサイクルに必要な費用については、自動車の所有者が負担することになります。



### 対象となる自動車は？

下記の自動車・架装物を除くすべての自動車（トラック・バスなどの大型車やナンバープレートの付いていない構内車も含む）が対象となります。

対象外となる自動車
<ul style="list-style-type: none"> <li>・被けん引車</li> <li>・二輪車（原動機付自転車、側車付のものを含む）</li> <li>・大型特殊自動車、小型特殊自動車</li> <li>・その他（農業機械、林業機械、スノーモビルなどカタピラーやそりを有するもの、公道を走らない試験用自動車など）</li> </ul>

対象外となる架装物
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保冷貨物自動車の冷蔵用装置、その他のバン型の積載装置</li> <li>・コンクリートミキサー、その他のタンク型の積載装置</li> <li>・土砂などの運搬用自動車の荷台、その他の囲いを有する積載装置</li> <li>・トラッククレーンその他の特殊の用途のみに用いられる自動車に装備される特別な装置</li> </ul>

### リサイクル料金の支払い時期は？

平成17年1月以降、新車の場合は購入時に、今お持ちの車については車検の際に、車検を受ける前に廃車とする場合は廃車時に支払いが必要です。支払いを証明する書類として発行されるリサイクル券は今後の登録、車検や廃車の際に必要なとなりますので、車検証などと一緒に保管してください。

### リサイクル料金の金額は？

カーエアコンの有無やフロン類の充てん量、エアバッグ類の個数、シュレッダーダスト（破砕くず）の発生見込み量によって、車種ごとに料金は異なります。具体的な料金は各自動車メーカー・輸入業者が設定し公表しています。詳しくは各メーカーなどにお問い合わせいただくか、各社ホームページでご確認ください。

### 問い合わせ先

財団法人自動車リサイクル促進センター ☎ 03-5673-7396 ホームページ <http://www.jarc.or.jp>  
 北海道環境生活部環境系循環型社会推進課 ☎ 011-231-4111（内線24-322）  
 ホームページ <http://www.pref.hokkaido.jp/kseikatu/ks-khbt/index.html>